

健診（人間ドック）
事業当選者の
皆さまへ

「半日ドック」で自己負担のオプション検査を受診される場合、
上限2,000円（税込）の補助が受けられます！

健康・福祉 担当



半日ドック
（共済健診）



半日ドック当日の
オプション検査

オプション検査補助券で
2,000 円まで補助

補助額UP！

オプション検査補助券は、受診票の裏面に印刷されています。
オプション検査補助券の利用にあたっては、補助券に記載された事項、又は支部ホームページをご確認ください。

HP 公立学校共済組合 大阪支部 検索 → 厚生サービスを利用する → 健康管理を考えると → 健診事業 → 事業概要

●受診日当日に組合員資格を喪失されている場合は、受診できません。

ご家族の健康を
守るために

被扶養者へ特定健診「受診券」をお渡しください！

7月初旬より、各所属所の組合員あてに、
被扶養者※の方の特定健診（特定健康診査）「受診券」を送付しています！

高血圧、高血糖、高脂血症などの生活習慣病は、軽い段階から生活習慣を改善することで、重症化を防ぐことができます。

受診券はすぐに被扶養者の方へお渡しいただき、早めの受診をお勧めください。

※令和2年4月1日に被扶養者であって、年度末年齢が40歳～75歳の方（75歳を迎える前日まで受診可）。資格喪失後は、受診できません。



受診券有効期限は、令和3年3月31日までです。

新型コロナウイルス感染症の感染状況を鑑み、例年1月31日までのところを、今年度に限り受診期限を延長しております。
受診の際は、緊急事態宣言発令中を避け、新型コロナウイルス感染症の感染予防に十分ご注意ください。

受診方法などの詳細は、受診券に同封している案内文をご確認ください。

受診機関はホームページで確認できます。

HP 公立学校共済組合 大阪支部 検索

→ 手続きナビ → 特定健康診査・特定保健指導の手続き



◆特定健診では、生活習慣病予防を目的として、以下の検査を行います。

基本的な項目	○身体計測（身長・体重・BMI・腹囲）、○理学的検査（身体診察）、○質問票（服薬歴、喫煙歴等）、○血圧測定、○血糖検査（空腹時血糖又はHbA1c、やむを得ない場合は随時血糖）、○血中脂質検査（中性脂肪・HDLコレステロール・LDLコレステロール（場合によってはNon-HDLコレステロール）、○肝機能検査（GOT・GTP・γ-GTP）、○尿検査（糖・蛋白）
詳細な健診項目	一定の基準の下、医師が必要と認めた場合にのみ実施 ○心電図検査、○眼底検査、○貧血検査（赤血球数、血色素量（ヘモグロビン値）、ヘマトクリット値）、○血清クレアチニン検査及びeGFR



支部直営施設(アウィーナ大阪・花のいえ)のご利用について

健康・福祉 担当

「ホテルアウィーナ大阪」(大阪上本町)、「花のいえ」(京都嵐山)では、施設内各所の消毒清掃や消毒用アルコールの設置、従業員マスクの着用等、新型コロナウイルス感染症に対する取り組みを行いつつ、皆様のお越しをお待ちしております。(緊急事態宣言発令中はレストラン、宴会、ホテルイベント等を自粛いたします。)

〈詳しくは各施設にお問い合わせください。表紙及びP.14、15、16とホームページもご覧ください。〉

(1) 会食利用補助



●補助額…2,000 円

●ご利用条件 … 組合員及び3親等以内の親族で、直営施設において1人5,000 円以上の会食ご利用の場合

●ご利用方法 … ① 施設に予約 (会食利用補助の確認)

ホテルアウィーナ大阪：06 - 6772 - 1445 / 花のいえ：075 - 861 - 1545

② 「会食利用補助申請書」(「厚生事業のしおり」の様式集及び大阪支部のホームページ)にあり
ます。また両施設にも備えています。)に利用者氏名等を記入(代表者のみ押印要)

③ 上記申請書を会食開始前に施設のフロント等へ提出

(2) 宿泊利用補助



●補助額…組合員 4,000 円 / 被扶養者(小学生以上) 3,300 円

●ご利用条件 … 組合員及び被扶養者(小学生以上)が直営施設で宿泊する場合

●ご利用方法 … 利用当日、「組合員証」「組合員被扶養者証」を施設に提示

(補助券の発行はありません。忘れず「組合員証」をご持参ください。)

★上記(1)(2)は併用して利用できます。

臨時電話相談、始めました！

大阪メンタルヘルス総合センターからのご案内

新型コロナウイルスの感染拡大で不安やストレスを感じていたり、仕事やプライベートで悩みを抱えていたりしませんか？

ココロが疲れているなと感じたら、まずはお電話ください。

予約 ☎ 0120-556-879

予約受付時間：月曜日～土曜日

午前10時～午後6時



◎臨時電話相談の場合(制限回数なし)

予約のお電話をいただいた時点から30分後以降で随時予約枠をご案内いたします。

予約が確定した方には相談窓口専用ダイヤルをお知らせいたします。

予約時間になりましたら、お電話をおかけください。

※混雑状況等により、予約枠が翌日以降になることがあります。予めご了承ください。

※通話料金は相談者負担となります。

◎面談の場合(年度内原則3回まで)

相談時間：月曜日～土曜日 午前11時～午後7時

第3金曜日に午後8時までや第3日曜日に相談開催する月もあります。

大阪メンタルヘルス総合センター(OMC)

〒556-0014 大阪市浪速区大国1-10-3

社会医療法人 弘道会 なにわ生野病院2階N受付

大阪メンタルヘルス総合センター

検索



0120-556-879



◎OMCでは、相談事業のほかに、研修講師派遣事業も実施しています。

各事業の詳細は、ホームページや「令和2年度厚生事業のしおり(P31、32)をご覧ください。

貸付担当からのお知らせ

貸付担当

団信制度(「団体信用生命保険」+「債務返済支援保険」)の中途加入申込のご案内

「団体信用生命保険」(以下「だんしん」という。)とは、公立学校共済組合の**住宅貸付・住宅災害貸付・介護構造住宅に係る貸付又は教育貸付**の貸付金償還中の方が、万一死亡したり、一定の障害状態になった場合に、借受人に代わって保険会社が当該貸付金の未償還金を共済組合へ返済する制度です。

また、「だんしん」を補完するために、病気やけがで働けない期間の返済金相当額を保険金として加入者に支払い、毎回の返済を支援する「債務返済支援保険制度」があります。

いずれの保険も申し込みは任意です。(「債務返済支援保険制度」のみの加入はできません。)

加入ご希望の方は「団信制度適用申込書(団信制度適用申込書兼告知書兼口座振替申込書)」をご請求ください。「団信制度適用申込の手引」とあわせて、配付します。なお、健康状況によっては加入できない場合があります。

申込受付期間	令和2年10月1日(木)から11月30日(月)まで(土・日・祝日を除く) (郵・通送可・締切日必着)
申込用紙の請求	公立学校共済組合大阪支部 貸付担当 代表 TEL 06-6941-0351 (内線 3484・3489)

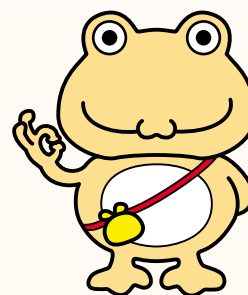
住宅貸付を申込まれる方へ

共済組合では、組合員の住居として用いる住宅の購入、住宅の新築、敷地の購入や住宅の増改築・修理等をするために必要な資金の貸付を行っています。

貸付を希望される方は、下記により申込受付を行いますので、電話で予約のうえ必要書類等(「住宅貸付のしおり」13頁参照)を揃えて、窓口までお越しください。

なお、「住宅貸付のしおり」が必要な方は貸付担当までご請求ください。通送にて所属所に送付します。

質問等がございましたら、お気軽にお問い合わせください。



○申込受付日程

貸付日(送金日)	受付日	※当該受付日に受付完了した場合、貸付日(送金日)は左欄の日(予定)になります。 ※受付後、審査の結果、貸付け否となった場合は、この限りではありません。		受付場所
9月25日(金)	8月12日(水)	8月21日(金)	9月2日(水)	大阪府庁別館3階 公立学校共済組合 大阪支部 貸付担当窓口
10月26日(月)	9月11日(金)	9月18日(金)	10月2日(金)	
11月26日(木)	10月12日(月)	10月22日(木)	11月2日(月)	

受付時間 午前10時から午前11時30分、午後1時から午後3時30分

令和元年度大阪支部決算のあらまし

→ 経理 担当

令和元年度大阪支部決算について、そのあらましをお知らせします。

■ 組合員数、被扶養者数

年度 区分	組合員数			被扶養者数 (人)
	一般 (人)	任意継続 (人)	計 (人)	
元年	60,014	942	60,956	46,298

(令和2年3月31日現在)

■ 令和元年度掛金率、負担金率

(単位：千分率)

区 分		掛金等率		負担金率	
		標準報酬月収	標準期末手当等額	標準報酬月収	標準期末手当等額
一 般	短期給付等	43.51	43.51	43.6	43.6
	介護保険	6.75	6.75	6.75	6.75
	厚生年金保険	91.5	91.5	131.3098	131.3098
	退職等年金給付	7.5	7.5	7.5	7.5
任意継続	短期給付	84.20	—	—	—
	介護保険	13.5	—	—	—

※短期掛金の標準となる

標準報酬月額の高限度 1,390,000円

※長期掛金等の標準となる

標準期末手当等の高限度 5,730,000円

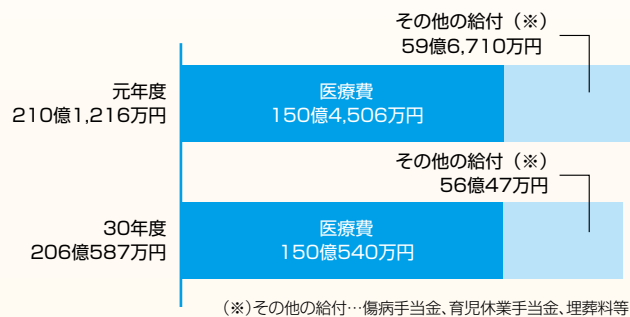
標準報酬月額の高限度 620,000円

標準期末手当等の高限度 1,500,000円

1 短期給付事業

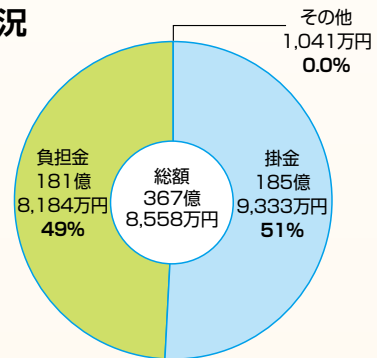
組合員とその被扶養者の病気、負傷、休業、出産、死亡、その他災害等の事由による経済的負担を補填又は軽減するための給付を行う事業です。費用については組合員が負担する掛金と、地方公共団体が負担する負担金により賄われています。

■ 給付状況



(※)その他の給付…傷病手当金、育児休業手当金、埋葬料等

■ 収入状況

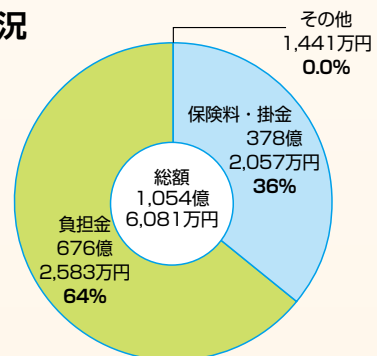


※掛金には任意継続掛金(事業主負担なし)を含みます。

2 長期給付事業

組合員の退職後の生活や組合員の死亡による遺族の生活の安定を図るため、老齢厚生年金等の給付を行う事業です。年金の決定及び給付は本部で行われており、掛金や負担金等の収入は本部へ送金され、各種年金の支払い資金や将来の年金財源として長期的に運用されます。

■ 収入状況



※保険料・掛金、負担金は厚生年金保険、退職等年金、経過的長期の各経理の総額です。